

農地・水・環境保全だより第44号

編集・発行 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

「多面的機能支払交付金の安全研修と事務研修」の開催

令和元年度中に多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故件数は本省に報告のあったものだけで51件のぼり、前年度より増加しました。被災状況を見ると、平成29年度は0件であった死亡事故が4件発生しました。事故の内訳としては草刈り機等への接触による被災（主に創傷）が10件、転落・転倒が20



件で全体の過半数以上と非常に多く、保険に加入せず行った作業中の事故もいまだに発生しています。

これまで作業安全対策を講じてきたところでありましたが、死傷事故が年々増加する状況を受け、令和2年度の制度改正で実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとし、研修メニューに「機械の安全使用に関する研修」を全ての活動組織に活動期間中に1回以上実施することが追加されました。

三重県農地水協議会では、当初「みえのつどい」で研修を実施する予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で「みえのつどい」が中止となりました。ただ、令和2年度に終期を迎える活動組織は令和2年度中に研修を実施する必要がありましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を施した上で、密を避けるため、各農林事務所単位で「安全研修」を「事務研修」と併せて開催しました（伊賀農林事務所管内は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止）。



研修は11月26日に伊勢農林水産事務所管内、11月27日午前に熊野農林事務所管内、午後に尾鷲農林水産事務所管内、

12月2日

午前に津農林水産事務所管内、午後に松阪農林事務所管内、12月3日に四日市農林事務所管内、午後に桑名農政事務所管内の活動組織の方を対象に、三重県農地水協議会による「事業完了に向けた事務研修について」、三重県による「田んぼダムについて」の説明の後、大阪の榎丸山製作所の三好氏が「刈払機の安全と保守管理」と題し、刈払機の構造、使用上の注意点、適正な保守管理について実物の刈払機等を持ち込み実演を交えての研修を行いとても有意義なものとなりました。



活動組織の紹介

こものちょうみどりさとかい
菰野町水土里の郷の会(菰野町)

1. 活動組織の概要

設立年月日 平成20年4月1日

協定地域 菰野町内14地域(西菰野・谷南瀬古・神森・音羽・池底・千草・大強原・吉沢・田口新田・福松・岡・杉谷・榊・奥郷)

協定面積 65,551a

対象施設 水路 155.6km、パイプライン 76.8km、農道 123.7km、ため池 14箇所

取組活動 農地維持支払、資源向上支払(共同活動)、資源向上支払(長寿命化)

2. 活動の状況

県内屈指の協定面積を有し、町内14の地域が、支部に分かれ、それぞれが特色ある活動を実施しています。一例をあげますと、耕作放棄地になっていた農地を利用して、ヒマワリやコスモスなどを播種し、遊休農地の解消かつ、美しい農村風景を守るための景観形成活動を行っています。

また将来を担う子供たちへ田植え体験や稲刈り体験などの農業体験をとおして、農業へ関心を持ってもらうよう、サポートをしています。

近年は、町内各地で有害鳥獣害による、農作物への被害が増加の一途をたどっており、営農へ深刻な影響を及ぼしています。侵入防止柵や電気柵などを設置し、被害の拡大防止にも取り組んでいます。

毎月1回、各支部の支部長が集まり、代表者会議を開いて、支部ごとの活動報告や意見交換、運営等について協議を行っています。

なお、令和2年度の菰野町土地改良区と鵜川原北部土地改良区との合併に伴い、来年度からは、うがわら自然を守る会に属していました川北・諏訪・下村の3地域が新たに加入します。

今後も地域一体となって、より一層の組織強化を図り、多面的機能支払交付金を有効に活用して、地域の農業資源や農村環境を守るための活動を続けていきたいと思っております。

3. 主な活動内容

- ・機能診断、計画策定、運営会議
- ・農用地・水路・農道・ため池の草刈り、軽微な補修
- ・水路、調圧水槽、取水口の泥上げ
- ・獣害対策
- ・遊休農地発生防止の保全管理(除れき等)
- ・異常気象後の対応
- ・景観形成活動(芝桜・ヒマワリ・コスモス・レンゲ・葉牡丹・彼岸花)
- ・生物観察会
- ・池干し
- ・ホテルの保護活動
- ・コスモスまつり
- ・田植え、稲刈り体験学習
- ・餅つき交流会
- ・サツマイモの植栽、収穫体験学習
- ・大豆・トウモロコシの種蒔き、収穫体験学習
- ・花いっぱい運動
- ・しめ縄作り
- ・広報活動(会報誌・フェイスブック・インスタグラム・ツイッター)
- ・各種研修の参加
- ・施設の長寿命化のための活動

14地域の 活動紹介



薩摩芋の植栽体験学習
西菰野支部



葉牡丹の植栽
谷南瀬古支部



排水路法面修復作業
神森支部



取水口の泥上げ
音羽支部



遊休農地の除れき
池底支部



ため池の清掃
千草支部



水路の草刈り
大強原支部



もち米収穫体験学習
吉沢支部



池干し・外来種の駆除
田口新田支部



希少稲によるしめ縄作り
福松支部



植栽した芝桜の管理
岡支部



異常気象後の応急処置
杉谷支部



調圧水槽の泥上げ
榊支部



獣害対策用フェンスの設置
奥郷支部

事務局からのお知らせ

【活動期間の終期を迎える組織について】

1 地域資源保全管理構想の提出

今後の保全管理の方針等を地域で話し合って策定し、3月末までに市町に提出して下さい（活動期間中に提出されていない場合は要件未達成となり事業計画の認定年度に遡って交付金を返還）。

2 活動交付金の清算

事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町長に返還して下さい。
ただし、市町で地域の特性を考慮して実施期間終了後の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け継続する組織については、活動の円滑な継続のために、当該年度末における交付金の残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含める（持越できる）としている市町もありますので、市町に確認して下さい。

3 新たに5年間活動を継続する組織について

継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、組織の総会等を経て必要な書類を整え、翌年度（原則6月末まで）に市町へ認定申請を行って下さい。

4 新たに5年間活動を継続しない組織について

(1) 組織の預金清算と解約手続きが必要

組織の預金通帳については、最終年度の3月末までに利子を含めて清算し、解約手続きを終了して下さい。

(2) 備品管理台帳の適切な保管

購入した物品等を構成員となっていた団体（自治会等）または個人（代表者）が多面的機能支払交付金の目的に沿った活動に活用することを前提に引き継ぐことができ、備品管理台帳に「〇〇年〇〇月△△日に◇◇へ継承」等と明記して管理を行って下さい。

日本で新型コロナウイルスが確認されてから1年が経過しました。

感染拡大防止のため日常生活もいろいろな制約を受ける中、ようやく日本でも新型コロナワクチンの接種が始まり、一筋の希望の光が差し込んでまいりました。

一日も早く普通の日常が戻り、何の心配もなく活動ができるようになればと願っております。

事務局では、日頃の皆様の活動を「たより」に紹介しますので、紹介を希望される方はどんどん投稿して下さい。

投稿先 〒514-0006 津市広明町330番地

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

TEL：059-226-4824 FAX：059-225-7332